

# 報 告 書

2006年4月16日

私の控訴審結審後、太田真美弁護士がティーエスエルにパラフィンブロックの鑑定を依頼したところ断わられた事実があったことを知りました。そこで、いつ作られたパラフィンブロックなのか、いつ鑑定を断わられたのか、どういう理由だったのかを尋ねました。

その結果、私の鑑定においてティーエスエルから途中経過報告を聞いた(2005年5月30日)後の2005年6月14日に断わられたこと、パラフィンブロックは2004年8月2日に摘出された組織であり、10ヶ月前に作られたものだったこと、断わられた理由は、鑑定を受けたことはあるが、納得いく結果が出なかったためこれからは受けないということがわかりました。

そのことを知る以前に、私の鑑定を担当した同じティーエスエルの神山清文鑑定人が保土ヶ谷事件では7年前の標本の核DNAを1年間かけても検出解析できず、技術不足を認めて謝罪していたことを知っていたので、あらためて私のティーエスエル鑑定結果に疑問を持ちました。

保土ヶ谷事件より、さらに5年も古くて試料も小さく、地裁での支倉・佐藤鑑定では検出できなかった核DNAがなぜ解析できたのか。強い疑問がわいてきました。

そこで、ティーエスエルと同様の民間鑑定機関を「DNA鑑定、裁判所鑑定、親子鑑定」で検索し、会社概要と連絡先が書かれている会社に電話で同じ下記の質問をし、回答を得ることができましたので、以下に報告します。電話で聴取した日はいずれも2006年3月10日です。

質問は「13年前のパラフィンブロックから核DNAを検出できますか」です。

① ソリューション株式会社、代表取締役 船越一弘氏の話

「パラフィンブロックから DNA を抽出するサービスをやっていない」とのことでした。以前、トライした時期もあったそうですが、薬品につけられたものは正常な形で DNA が含まれていない可能性が高いという理由で、今はいっさい扱っていないとのこと。親子鑑定は核 DNA が抽出可能なものだけしか扱わない。ミトコンドリア DNA の方がはるかに抽出しやすいが、父子鑑定に使えないため、親子鑑定は核 DNA だけとのことでした。

② 日本ジェノミクス株式会社

電話に出た女性に、いわゆる標本からの DNA 鑑定をやっていないと言われました。

③ 株式会社ローカス、代表取締役 本橋康弘氏の話

パラフィンブロックの場合、焼き付けやホルマリン漬などの処理によってたんぱく質が分解されて組織が壊れている可能性があり、受付はできても抽出できるか保証はできない。核 DNA が検出できてミトコンドリア DNA が検出できないことはありえない。

以上、電話での聴取の結果、民間鑑定機関で 13 年前のパラフィンブロックから核 DNA を検出できると回答したところはありませんでした。

以上

竹下勇子